(趣旨)

第 | 条 県が実施する「在宅医負担軽減のための医療機関等連携支援事業」による、チーム活動を行う際の活動経費について、その一部を助成することにより、円滑かつ有意義なチーム活動が実践できるよう支援し、もって、各地域の将来における在宅医療需要に合わせた、在宅医療及び介護の提供体制の充実を図ることに寄与するため、「在宅医負担軽減のための医療機関等連携支援事業費補助金」(以下、「補助金」という。)を交付するものとする。

その交付については、長崎県補助金等交付規則(昭和 40 年長崎県規則第 16 号)、 長崎県福祉保健部関係補助金等交付要綱(平成 19 年長崎県告示 460 号の 9)及び長 崎県地域医療介護総合確保基金事業補助金実施要綱の規定によるほか、この要領の定 めるところによる。

(補助金交付の対象事業者)

第2条 この要領において補助金の交付を受けることができる者は、別に定める「在宅 医負担軽減のための医療機関等連携支援事業公募要領」に基づき選定され、同要領に 規定されるチーム活動を実践するチームの代表者

(補助金交付の対象事業及び対象経費)

- 第3条 補助金交付の対象となる事業は、別に定める「在宅医負担軽減のための医療機関等連携支援事業公募要領」に基づくチーム活動に要する経費のうち、次号に掲げる 経費を補助の対象とする。
 - ① 報償費、報酬、給料、職員手当等、共済費(保険料)、旅費、需用費、役務費、 使用料及び賃借料、備品購入費

(補助率)

第4条 補助率は、10/10以内とし、1チームあたり50万円を上限とする。

(その他)

第5条 この要領のほか、必要な事項については、県が別に定めることとする。

附 則

この要領は、令和7年7月8日から施行する。